

新食品表示制度についての意見交換会

議事録

(午前の部)

日 時：平成24年11月22日（木）

場 所：三田共用会議所 講堂

午前 10時00分 開会

○谷口課長補佐 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから「新食品表示制度についての意見交換会」午前の部を開催いたします。

本日の司会・進行を務めさせていただきます、消費者庁食品表示課の谷口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに消費者庁長官より御挨拶を申し上げます。長官、お願ひいたします。

○阿南長官 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、早朝からお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

消費者庁におきましては、昨年9月から食品表示一元化検討会を開催いたしまして、より多くの消費者が実際に商品を選ぶ際に役立つわかりやすい食品表示の実現を目指して、議論を行ってまいりまして、去る8月9日には報告書を公表いたしました。現在は来年の通常国会への法案の提出を目指して、報告書の内容を踏まえ、新食品表示法の立案作業を進めているところでございます。

本日の意見交換会は、食品表示一元化に関する幅広い御意見を公開の場でお聞きするため、開催させていただきました。皆様方にはざっくばらんな、忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

ここで私からお願ひを申し上げたいと思います。新しい法律は、消費者庁が所管する法律です。つまり消費者庁が所管するといいますのは、そのベースとなる考え方が肝心でして、消費者基本法に基づいて、この法律はつくらなければいけないと考えております。

皆様、御存じのように、消費者基本法は、消費者の権利の尊重と自立の支援を基本的な理念にしております。基本法の中には、消費者の権利、事業者の責務、消費者の役割、消費者団体の役割などがある述べられているところでございます。

特に、事業者の責務のところには、消費者の安全と消費者の取引における公正を確保すること、消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること、消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況などに配慮すること、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するための必要な体制の整備に努めることなどが定められております。

今日の意見交換会では、皆様方から、この観点に立った上での積極的、前向きな御提案をいただきたいと考えております。そんなことできるはずがないということではなくて、こうしたらできるのではないか、それをやるためにどこまでできるのか、問題があるならば、こうしたら解決できるのではないかという角度では是非とも御意見をいただきたいと考えております。

長時間になりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、午前の部の出席者を紹介させていただきます。お手元のプログラムにございますとおり、午前の部は13名の方に御出席いただいております。順番に御紹介申し上げます。

遺伝組み換え食品いらない！キャンペーン、纏纏様でございます。

上野製薬株式会社、荒井様でございます。

主婦連合会、山根様でございます。

食のコミュニケーション円卓会議、市川様でございます。

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク、中村様でございます。

財団法人食品産業センター、花澤様でございます。

特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会、関澤様でございます。

一般社団法人全国清涼飲料工業会、渡辺様でございます。

全国農業協同組合中央会、鶴留様でございます。

全国和菓子協会、藪様でございます。

特定非営利活動法人日本消費者連盟、山浦様でございます。

日本生活協同組合連合会、木戸様でございます。

社団法人日本惣菜協会、堀様でございます。

続きまして、消費者庁からの出席者を御紹介いたします。

阿南長官でございます。

神宮司審議官につきましては、遅れて出席となります。

増田食品表示課長でございます。

平山首席食品表示調査官でございます。

ここで報道関係の方も傍聴席にお移りいただきますよう、お願ひいたします。

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

お手元の議事次第の「配布資料一覧」にありますとおり「発言者御意見概要」と「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」を配付しております。

また、食品表示一元化検討会の報告書とその概要を参考資料として卓上配付しております。

そのほか、発言者より補足資料をいただいている場合がございますけれども、こちらにつきましては、メインテーブルにのみ卓上配付させていただいております。

これらの資料につきましては、後日、消費者庁ホームページ上へ掲載したいと思います。

よろしいでしょうか。

議論の途中でも落丁や欠落などがございましたら、御指摘いただきたいと思います。

なお、午前の部につきましては、12時に終了する予定にしております。円滑な議事の進行に御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、まず本日の流れについて御説明いたします。

本日は、午前の部、午後の部という形で、2部構成とさせていただいております。

それぞれの部の冒頭に、事務局から、配付しております資料「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」について御説明させていただきます。

その後、参加いただいている皆様方に順番に御発言をいただきたいと思います。

御発言は1人一律6分以内とさせていただきますが、その際、鐘により経過時間をお知らせいたします。まず御発言の予定終了時間の2分前に1回鐘を鳴らさせていただきます。（鐘が1回鳴る）このような形で鳴らさせていただきます。その後、予定の終了時間に2回鐘を鳴らさせていただきます。（鐘が2回鳴る）このように二度目の鐘が鳴りましたら、御発言をまとめていただきますように、よろしくお願ひいたします。

全員の御発言が終わりましたら、全体での意見交換を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず事務局から「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」について説明をお願いいたします。

○平山首席食品表示調査官 それでは、私から「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」という資料について、御説明申し上げます。

御案内のとおり、食品表示の一元化につきましては、昨年9月から検討会を開催させていただきまして、お手元にございますように、今年8月に報告書をまとめさせていただいたところでございます。

そこでは、食品表示制度の基本的な考え方を中心に御議論いただいたところでございます。ただ、報告書だけでは新しい制度の姿が具体的に見えにくいという声もございましたので、今、お手元にございますような、新しい食品表示制度のポイントというものを整理させていただいたところでございます。

まず3枚目を御覧いただきたいと思います。「一元化後の法体系（イメージ）」でございます。これが具体的な法律の姿のイメージだと、御理解いただければと思っております。

左側にございますのが、基本的に食品表示のルールを定めている法律です。3法ございます。左から食品衛生法、真ん中がJAS法、その右が健康増進法でございます。

そのうち、縁で枠を囲った部分がそれぞれの法律の表示に関する部分でございます。

食品衛生法につきましては、御案内のとおり、衛生上の危害の防止、JAS法につきましては、品質に関する適正な表示という観点から、それぞれの法律のもと、それぞれルールが定められているところでございます。

具体的な法律の内容につきましては、そこにございますように、まず事業者の方に守っていただく基準を作るということ。策定された基準については、事業者の方に守

っていただいて、適切な表示をしていただくというのが、基本的な枠組みになっております。

そこで、今回の新しい食品表示法を一番右に示してございますけれども、左の枠で囲った部分を抜き取って、新しい法律にもってくる。今ある3法から、関連する部分は削る形にしたいと思っております。

新しい食品表示法のイメージでございますけれども、これは項目だけ書いてございますが、大まかに言いますと、法律でございますので、まず目的があります。それから、法律に書いてあることの定義、これが冒頭にくるということです。

それ以下は具体的な手続がございますけれども、まず表示の基準をつくる手續が書いてあるということでございます。その中で、今回、報告書でもおまとめいただきましたように、栄養表示については、義務化の方向ということで、これは法律に書かれることになっております。

続いて、是正措置というのは、表示が正しくない場合、これをどう直していくかという措置でございます。

そのために、いろいろと調査する必要がございますので、行政側の調査のための権限をいただくことになっております。

それから、申出、権限の委任等々、法律に所要の規定が位置付けられることになっております。

4ページを御覧いただきたいと思いますけれども、これは、今、申し上げたことをさらに条文ベースで詳しく書いたものでございます。左側が現行の法律でございます。右側が新しい食品表示法のイメージでございます。

先ほど申し上げたことを条文の形でお示ししてございます。例えば食品衛生法について言いますと、19条に、内閣総理大臣は食品に関する表示の必要な基準を定めることができるということが規定されております。

同じ19条でございますけれども、表示基準に定められた表示をしなければ、食品などを販売してはいけないということで、ここではちゃんとルールを守らなければいけないということが定められております。

ただ、法律のレベルでは、大きな枠組みが書いてあるということでございまして、実際の中身につきましては、その下にございますように、府令とか告示のレベルで定められております。法律より下のレベルで定められているということでございます。

食品衛生法について言えば、そこにございますように、内閣府令というものがございまして、例えば名称を書きなさいとか、期限表示をしてくださいとか、添加物、アレルギー等々について、基準に沿って書いてくださいということがルールとして定められております。

JAS法についても、基本的には同じ仕組みになっております。JAS法については、加工食品品質表示基準など、品質表示基準と言っておりますけれども、そこで例

えば原料原産地表示とか、遺伝子組換え表示といったものについてのルールが定められています。

健康増進法ですが、仕組みは同じなのですけれども、御留意いただきたいのは、法律、具体的には、赤囲いの上に31条の2とございますけれども、ちょっと読み上げますと、販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者は、基準に従い、必要な表示をしなければいけないということで、これは事業者の方に、栄養表示をするか、しないかということが任せられているということでございます。ですので、栄養表示をしないと思った場合は、表示しなくていいという意味です。健康増進法については、任意の制度になっているという点については、御留意いただければと思っております。

一番右でございますけれども、これが新しい食品表示法でございます。ここも左側の3法と考え方は同じでございますけれども、法律であまり細かいことまでは全て書き切れないということがありますし、また、全て書いてしまうと、何かあった時に、いざルールを変えようとした場合に、機動的な改正が難しいということがございますので、新しい制度におきましても、新食品表示法につきましては、まず基準を定めるということと、基準に従って表示しなければいけないという、基本ルールを書くのが適当だと思っております。

それに基づきまして、下の新しい食品表示基準につきましては、府令あるいは告示というレベルで、名称、原産地、原材料名など必要な事項について、それに対応した基準を定めて、これに従って表示していただくことが適當だと思っております。ですので、法律を来年の国会に提出しようと、今、立案作業を進めておりますけれども、必ずしも法律に全部が書かれるわけではなくて、具体的な中身は基準に書かれますので、法律ができた段階でも、基準を適宜見直すことによって、表示の内容を変えることが可能だという点は、御理解いただければと思っております。

そういうことを御理解いただいた上で、1枚目にお戻りいただきたいと思います。ようやくここで新しい食品表示制度のポイントでございます。これは我々が新しい食品表示制度の中で、具体的にやりたいことを書いた資料でございます。

一番上の紫のところは、新しい食品表示制度のコンセプトでございます。読み上げますと、食品表示に関する3法を一元化することによって、食品の安全性の確保、消費者の適切な商品選択の機会の確保を実現する。それによって、より一般的かつ包括的な目的を持つ新しい食品表示法（仮称）をつくる。そういうことによって、現行の制度的な課題を解決し、新しい制度の充実・強化を実現するというのが、全体を貫く思想でございます。

具体的な内容につきましては、法律のレベルと、法律より下のレベルのものについて、分けて書いてございます。

まず、法律のレベル、青いところでございますけれども、ここは大まかに4つほどございます。

1つは、左側、3法のうち表示部分を一元化するというものでございます。先程図で御説明したところでございますけれども、そこではまず2つございまして、1つは先ほど長官からも御紹介がございましたように、消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一、さらに拡大するということでございます。

現行は3法ございますけれども、御案内のとおり、食品衛生法については公衆衛生、JAS法については品質、健康増進法については栄養ということで、目的がそれぞれの法律で決まっている。

新しい制度はそれを一本化して、大きくくりにすること。そこにございますように、食品の安全性確保と消費者の適切な商品選択の機会の確保、こういう大きなくくりにすることによって、例えばそれぞれの法律の枠組みがありましたので、その中で、どうしても対応し切れないといった制度的な課題について、対応できる環境ができるということだと思っております。

2つ目の○でございますけれども、今、3本の法律がございますが、法律よりさらに下のレベル、政令、府令、告示、Q&Aといったものがございまして、それぞれの法律について、非常に膨大なルールがあるということでございます。同じ表示なわけですけれども、複数の法律で重なってルールが定められているということがあったり、どうしても制度的に複雑でわかりにくいといったところがございましたので、これを一本化して、体系的にも整備、用語も統一できたらと思っております。

右に移りますと、栄養表示の義務化でございます。これは先ほど御紹介した任意という形から義務化にいたしまして、原則としてございます。例外もあるということをございますけれども、全ての加工食品、事業者の方に義務付けたいと思っております。

中段、是正措置及び執行体制の整備でございますけれども、ここは簡単に書いてあって、補足が要るかと思います。

最初の○、行政措置でございますけれども、今、法律上、JAS法と健康増進法というのは、指示なり勧告が前にあって、それに従わない場合は命令という形になっているのですが、片や食品衛生法は基本的に命令が中心になっているということで、3法でそれぞれ行政措置の中身が違うということがございます。ですので、今回の一元化を機に整理をして、公衆衛生に係る事項についても、例えば指示ができる、指示を前置するといった形にできないかと思っております。そういう意味で、拡充されるということあります。

それから、今、各法で調査権限がございますけれども、法律上定められていないことがあります。そこにございますように、例えば、帳簿書類の提出ということで、今は任意でお願いして、帳簿書類などを見せていただいておりますけれども、法律で調査権限を定めることとしてはどうか。他法にいろいろ例がございますので、そういうことを参考にしながら検討してみてはどうかと思っております。

執行体制の整備につきましては、やはりルールを守っていただく体制として大事で

ございますので、これは鋭意検討しているところでございます。

最後、申出制度の対象の拡大でございますけれども、これは、今、JAS法にのみ制度があるということでございまして、そこにございますように、表示が適切でないために、消費者の方の利益が害されている場合については、我々行政に対して、適切な措置をとるべきことを申し出るということがルールとして定められております。それを今回の一元化を機に、JAS法以外の公衆衛生とか栄養表示といったところについても、広げてはどうかという御提案でございます。

以上は法律の話でございます。

下の表示基準につきましては、検討会の中でもいろいろ御議論させていただきましてけれども、基本的には表示基準をまとめるということでございます。

2つ目の○にございますように、文字のポイント数を拡大すること。

あと、先ほど御紹介しましたように、原料原産地表示あるいは遺伝子組換え表示は、基本的に府令、告示のレベルの話でございますので、法案の成立後、検討することにしているところでございます。

2ページは、そこを含めた当面のスケジュールで、これもイメージでございますけれども、まとめたものでございます。

ここも大きく2つございまして、新法の施行のための準備と今後の検討課題、これは報告書で今後の検討課題とされたものについての整理でございます。

上段からまいりますと、まずは法案です。我々の基本計画の中でも、今年度中の法案提出ということが定められておりますので、まずは鋭意法案の中身を詰めることが先だと思っております。その後、来年、予定通り法案が提出されましたら、国会の中で御審議いただく。それから、施行がいずれかの時点でありますので、そのための準備をすることがあるかと思っております。

下の今後の検討課題というところでございますけれども、これは検討会の報告書の中で、複数項目、検討課題とされているところでございますが、まずは検討するに当たっての事前調査が必要だということでございます。それぞれ必要な調査あるいはヒアリング等々をして、検討のための準備を進めることが肝要かと思っております。

上にございます新しい法案の審議について、大体目途がついたところぐらいだと思っておりますけれども、それぞれ準備ができたものから、順次、新しい場で有識者の方にお集まりいただいて、鋭意、あり方等について検討することが肝要かと思っております。

ただ、そのうちの栄養表示の義務化に向けての環境整備は、中段にございますけれども、報告書にあります計算値方式の導入等々、表示をしやすくする環境を早目に整える必要がございますので、これは法案の検討段階でも並行して取り組んでいくということ、前倒しで取り組むこととしているところでございます。

今、御案内のとおり、意見募集もしてございますので、そういったことも含めて、

今日の御意見もいただいて、よりよい表示制度にしていけたらと思っております。

大変駆け足でございましたけれども、説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、御参加いただいている皆様方から、順番に御発言をいただきたいと思います。

初めに遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンの纏纏様より御発言いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン 纏纏様 本日はこのような意見交換会の場を設けていただきまして、本当にありがとうございます。

遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンの纏纏です。よろしくお願ひします。

まず最初に新しい食品表示法（仮称）の目的には、消費者の権利と消費者の選択する権利の確保という文言をきちんと明記していただきたいということを希望いたします。最初の御挨拶で長官から言っていただきましたように、消費者庁所管の法律であり、これは消費者に向いた新しい法律にならないといけないということを、消費者としてとても強く望んでおりますので、消費者の権利という文言は入れていただきたい。消費者の権利を否定する消費者というのは、恐らくいないのではないかと思います。この文言は是非法律の目的に入れていただきたいというのが、最初のこちらの希望であります。

続きまして、今、御説明いただいた「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」についてです。表示基準レベルの中で、食品表示の文字のポイント数を拡大ということが挙げられております。ポイント数の拡大自体は決して否定はしませんけれども、ポイント数を拡大する、つまり文字を大きくすることによって、現行の表示が削られたり、それによって、今以上にわかりづらい表示内容になることは避けるべきだと考えます。今、申し上げたわかりづらい表示というのは、例えば自分が買おうしている食品に何が入っているがわからないというのは、つまりわかりづらい表示だと考えます。

遺伝子組換え表示につきましては、原則として、全ての食品と飼料への表示を義務付けることを希望します。今の表示というのは、義務表示の対象がとても限られておりまして、遺伝子組換え食品を食べたくないと考える消費者にとっては、本当に選びにくい、選ぶことができないような表示制度になっています。

例えば意図せざる混入というのが、遺伝子組換え表示では5%まで認められていますけれども、消費者としては、「遺伝子組換えでない」と書いてあれば、それは限りなくゼロに近いと普通は考えます。けれども、今の法律では5%までの混入なら、「意図せざる」ということで認められていて、「遺伝子組換えではない」と書けるというのは、やはり消費者を裏切るような表示ではないかと考えます。遺伝子組換えの表示

ルールについては、原則全ての食品と飼料への表示を義務付けることを希望します。

遺伝組換え表示につきましては、検討会の中間取りまとめが出たときのパブコメでも、多くの消費者の声として、遺伝子組換え表示を求めるという意見があったはずです。ということは、多くの方々が今の表示では十分ではないと考えているということですので、この表示は、今より厳しいもの、きちんとした表示にしてほしいと考えます。

「新食品表示制度のポイント（イメージ）（案）」の表示基準レベルの一番下に、「遺伝子組換え表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討」となっておりますけれども、消費者庁がつくられるであろう検討の場であれば、そこで意見を交わす委員の方というのは、やはり眞の消費者代表によって構成されるべきだと考えます。事業者の立場を主張するような方が多い検討会では、話は進まないし、とてもではないけれども、消費者に向いた内容の結果が出るとは思えません。消費者代表によって組織されるべきではないかと思いますので、今後、検討の場を設けるのであれば、是非消費者代表と言われる方を検討委員の多くに選んでいただきたい、そういう検討の場にしていただきたいということを強く希望いたします。

食品添加物についてですけれども、現在の一括表示や簡略名表示は廃止して、物質名と用途名をちゃんと表示すべきだと思います。例えば一括表示だと、これはどれだけの種類で、どんなものが入っているのかということが、消費者には全くわからないんです。しかも、今は原材料と添加物が続けて書いてありますので、どこからが添加物かということが非常にわかりづらい状況になっています。原材料と添加物を分けて記載するというのは、ただ単に今の表示枠の中で、例えば間に線を1本引けばいいだけの話で、それほど困難なことではないと思います。やはり原材料と添加物はきちんと分けて、消費者がこれは添加物だ、これは原材料だということがわかるような表示に是非していただきたいと思います。

最後になりますけれども、このような意見交換会でいつもたくさん意見が出ます。パブコメでも多くの意見が出ると思うんですけども、それがどのように反映されているかというのが、私たちにとってはわかりづらく、ただ単に聞かれただけで終わってしまうことが多いような気がしております。消費者庁の検討委員会であり、消費者庁が集めるパブコメですので、多くの消費者の声を取り入れた、今後の検討にしていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、上野製薬株式会社の荒井様、よろしくお願ひいたします。

○上野製薬株式会社 荒井様 本日はこのような機会をいただき、消費者庁をはじめ関係の皆様に感謝いたします。

上野製薬は、食品工場向けの衛生資材として、洗浄・除菌剤、脱酸素剤、食品添加

物等を製造販売しているB to Bのメーカーです。

まず食品に表示するという業務のない一食品添加物メーカーが、この場で意見を述べる背景からお話ししたいと思います。

弊社では、食品添加物について、消費者の皆様向けに情報発信や意見交換に努めています。本日、前の方にはこういうパンフをお配りしています。こういうものを使っております。

そのような機会を通して、せっかく食品添加物について学んでいただいても、表示ルールがあまりに難しく、また表示されていない食品添加物も多く、現行の食品表示では学習が生かされないことに気づきました。わかりやすい食品表示を目指して、文字も大きくしてということで、食品添加物は省略しても構わないという意見もあるようですが、やはり何を使ったか知らせるというのが、表示の基本機能であろうと思います。特に食品添加物については、不安に思われたり、危険性をあおったりする方々もいらっしゃいますので、ブラックボックス化されてしまうと、そのような傾向が強まってしまうのではないかと危惧しています。

そして、「無添加」「〇〇不使用」といった用語が、食品添加物は何となく不安なものというイメージをつくり上げています。先日、私は舞鶴市で消費生活講座を担当させていただいたんですけども、無添加の方が体にいいと信じていたという声が聞かれました。現在、食品添加物についての「無添加」「〇〇不使用」というものについては、強制力のある規制がなく、表示対策課に相談を申し上げたこともありますけれども、一概に景品表示法で規制することも難しいと伺っております。

以上を踏まえて、次のように意見を申し上げます。補足資料をお配りしておりますけれども、基本的にはこれと同じ内容です。

1つ目、現行の3法で規制されていない表示であっても、食品の安全性確保や消費者の適切な商品選択といった、新食品表示法の目的を妨げるものがあれば、規制対象とするようお願いします。これは法律段階でそのようなことができるよう、設計していただく必要があるのではないかと考えております。

例えば食品添加物に関する「無添加」「〇〇不使用」等の表示は、消費者に誤解を与え、あるいは消費者の誤解を利用したものであると指摘されています。実際、食品添加物は役に立つから使われているのですけれども、これらの表示は誤ったイメージを消費者に伝えています。このような誤解から、食品添加物が過剰に排除されなければならない、かえって食の安全が脅かされ、食品ロスが増えたり、消費者が不利益を被ることになります。

また、そもそも食品添加物の必要でないものに表示される「無添加」、代替品を用いての「無添加」、実際には安全な食品添加物について、「安全に配慮して無添加にしました」等の表示は、消費者を欺くものです。「合成」「天然」の用語も消費者に誤ったイメージを与えている場合があります。新食品表示法において、これらを規制

していただきますように、お願いいいたします。

2つ目は1つ目と密接に関連していますので、申し述べますが、食品添加物の表示ルールはあまりに複雑で、消費者にとってわかりにくいものとなっています。そもそも食品と食品添加物との区分は、国ごとに異なる場合もありますし、食品と比べて、食品添加物が常に少ない量しか使われないというものでもありません。原材料としての表示ルールに著しい差を設ける合理性はないと考えます。ただし、食品添加物は消費者になじみのない名称が多いことから、物質名と用途名との併記を義務付け、物質名のみの表示は廃止し、一括名は全て表示することが現実的ではなく、CODEXとの整合性を図ることのできるもののみ認めることにしていただきたく、お願いいいたします。

用途名については、用途目的に応じた用途名を併記するというルールの徹底をお願いいたします。例えば業界では保存料ほどの保存効果はなく、比較的短期間の日持ちを向上させる食品添加物を日持ち向上剤として、保存料とは区分しております。そのために、日持ち向上剤を使いつつも、保存料不使用と表記されている事例があります。保存料も日持ち向上剤も、食品中の微生物増殖を抑える目的で、用途目的は同じです。さらに食品や微生物の種類によっては、日持ち向上剤に分類されているもので十分な効果を持つ場合もあり、保存料と遜色ない効果を持つ日持ち向上剤も、業界誌等で紹介されています。

弊社でも、日持ち向上剤を製造販売していますので、この表示が変わると、影響があるのですけれども、日持ち向上剤と保存料との区分は合理的とは言い難く、「無添加」「〇〇不使用」といった消費者に誤解を与える、あるいは消費者の誤解を利用する表示が氾濫する原因ともなっています。

3つ目に、食品添加物は、厚生労働省の定める食品添加物公定書の規格に従って、各社が一定の品質のものを製造しています。栄養成分表示を義務化される場合には、食品添加物については、原則として、栄養成分の計算値を定めていただき、それをもって栄養成分表示に使用できるように整備をお願いいたします。

最後になりましたが、現行の複雑なルールを一元化して、体系整備されることには多いに期待しております。表示と教育とは両輪です。ちゃんと学んだ人の意見や調査結果をもとに、学習が生かされる合理的な整備をしていただきたいと願います。大きな一步を踏み出そうとされている消費者庁をはじめ、関係される皆様に敬意を表して、弊社の発言を終えます。ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、主婦連合会の山根様よりお願いします。

○主婦連合会 山根様 主婦連合会です。

本日はありがとうございます。

私からは9点にわたって、食品表示法案策定の過程での改善、あるいは明確化を求めます。

制度案では、食品の安全性確保や消費者の商品選択を目的とするとしていますが、消費者の権利を法律に明記し、その尊重・確保を制度の目的に盛り込むことを求めます。提示された制度案には、消費者基本法の基本理念を踏まえてと記載されていますが、消費者の権利を明記することこそ、消費者基本法の基本理念に沿うものです。

そして、その際は、誤認表示の排除も目的に含めるべきと考えます。表示の目的は、商品選択に役立つこと、安全の確保、正確で誤認を生じさせないことと考えます。なぜ表示が必要かを考えれば明確だと思いますが、消費者は表示によってその食品がどういうものかを知って、自分の望むものか、購入に適したものかどうかを判断します。うそ偽りがなく、誤認、誤解を招かない、選択に必要な情報を得ることができる表示が、消費者の権利として整備されることが、何より一元化で求められ、消費者庁の発足でやっと実現をする一元化法の根本のところだと思います。事業者の方も、安全でおいしいと自信を持ってつくっている食品ですから、もっと表示をよく見て、どんなものかを知って買ってほしいと思っているはずです。消費者の権利に応えて、どう表示させるのがよいかを個別の議論のベースにも置く必要があります。

3番目に、違反表示に対する是正措置として、制度案ではJAS法と健康増進法の指示、勧告、命令と、食品衛生法の罰則を記載し、全ての表示事項について、指示等の対象範囲の拡大を予定していますが、罰則の規定も整備をして、食品衛生法にあるような直罰規定も導入すべきと考えます。なぜ悪質な偽装表示や違反行為がなくなるのか。消費者はもちろん、生産者も事業者も違反表示を繰り返すような悪質な事業者に、多大なる被害、迷惑を被っているわけですので、厳しい罰則を設けることが、食の信頼向上、公正な競争のために必要だと思います。

4番目に、執行体制を整備するとしていますが、違反表示であることを確認する検査・研究機関や保健所・自治体との連携を明記すべきです。違反表示の是正に当たっては、食品衛生監視員、食品Gメンの強化・拡充が必要です。

5番目に、申出制度の対象拡大を盛り込むことは評価できますけれども、その際は、期限を定めて、結果について申立者へ報告する義務も法律に明記すべきです。また、申出制度だけではなくて、不服のある申立人については、異議申し立てができる制度も導入すべきと考えます。

6番目に、食品表示の文字のポイント数を拡大するとして、原則として、現行の表示内容を維持しつつと記載されていますが、表示内容ではなく、表示量を減少させないように、つまり文字を大きくすることで、今の情報量が減る、義務項目の中身が省略され、別記載方法などによって、量が減ることがないようにすることを明記すべきだと思います。

7番目に、加工食品の原料原産地表示については、拡大のための対象品目の選定2要件、これは法的根拠もないことですので、直ちに撤廃をして、昨年8月に消費者委員会が提示した意見にあるように、法案の策定過程でこそ、きちんと見直しの検討に

着手すべきと考えます。産地を気にするのはおかしいとか、知らせる必要はないという考えは、おかしいと思っています。誤認を与えている表示も多い現状を受け止めて、改善のためにも、適正な原料原産地表示義務化のルール整備は急がれます。

8番目に、この法案の策定過程で、同時に遺伝子組換え食品の見直しにも着手すべきです。また、食品添加物についても、一括名・簡略名を見直し、記載されない添加物などについても表示する検討に着手するべきです。何が入っているか、入っていないかを、どうわかりやすく表示させるか、消費者に軸足を置いた議論が必要です。「不使用」「無添加」等が誤認を与える現状などは、即刻改善されるべきです。

9番目に、制度案では、法案の策定過程で、3法以外の表示関係法令整備の要否を検討すると記載されていますが、その際は、アルコール表示など、これまでの消費者からの数多くの意見を尊重して、消費者目線で検討すべきです。アルコールに関しては、表示の部分を一元化法に取り入れることは必要ありますし、可能だと思います。是非検討ください。

以上ですけれども、食品表示に関する法律と言えば、JAS法、食品衛生法、景品表示法と考えるのが普通だと思っています。今回、景品表示法は入りませんでしたが、不当な表示、不正な競争を防止するという観点は、しっかり入れ込むことが必要だと思います。

最後ですけれども、一元化法づくりは、大変な作業だと思いますけれども、先ほど長官からも力強い言葉がありました。消費者庁には是非頑張っていただきたいと思っています。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食のコミュニケーション円卓会議の市川様、よろしくお願ひいたします。

○食のコミュニケーション円卓会議 市川様 食のコミュニケーション円卓会議の市川です。

初めにこのような公開の意見交換の場をつくってくださったことに、感謝を申し上げます。

私は検討会の委員として、1年あまりの時間をかけた取りまとめにかかわってまいりました。この報告書はさまざまな立場、多くの消費者の意見を取り入れてまとめられました。来年3月をめどに策定される新食品表示法は、この報告書の基本的な考え方に基づくものにしてほしいと願っています。今の日本の社会は、多様な価値観を持つ、多様な消費者で成り立っていることを前提に、より多くの消費者と事業者の双方にとって、わかりやすいルールにしていただきたいと思っています。

これから述べるのは、意見概要、お手元の資料に補足したものとして、法律レベルで3つ、表示基準レベルで2つの意見を述べたいと思います。

法律レベルで、1つ目、新食品表示制度のポイントを見ますと、食品の安全確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大と書いてありますが、検討会報告書においては、拡大の文言はなかったはずです。表示の一元化は、わかりにくいと言われている現状の表示を何とかするために、より多くの消費者と事業者双方にとってのわかりやすいルールにするために、新制度がつくられると認識しています。新しい食品表示制度について、ここは報告書の書き方を尊重すべきであり、拡大の削除を求めます。

2つ目、是正措置及び執行体制の整備について。私は監視指導の強化は慎重にすべきと考えます。消費者庁が行うべきは、悪質業者の排除といった施策であって、安易な規制強化であってはなりません。消費者のためにという美名に隠れて、権限を強化していくことになりかねないかと危惧します。規制、監督指導が必要以上に強化されると、事業者はそれに対応する事業活動をしなければならなくなるでしょう。本来、品質のよい、経済的でおいしい食品のための費用や手間が、そのような過剰な規制や監督指導対応のために費やされることを、大多数の消費者は望んでいないはずです。

3つ目、申出制度の対象の拡大について。最初も述べましたが、多様な価値観を持つ一般消費者は利益の考え方多様です。そのような中で出される申し出を、誰が、どのように判断するのか、透明性の高い公平なルールが必要と考えます。

続きまして、表示基準レベルで2つの意見を述べます。

1つ目、表示は食品の実態が過不足なくわかるものでなければなりません。消費者にとって、読みやすく、わかりやすい表示にしていくためには、表示事項の優先順位の検討は避けて通れないことだと思います。長年の議論の積み重ね、消費者のためという経緯でできた義務表示であっても、現在において合理性を欠くものないか、臆せずに点検と検証が必要です。

2つ目、加工食品の原料原産地表示の拡大について。本来は安全のための表示ではない加工食品の原料原産地表示ですが、安全のためと間違った認識をされているなど、表示制度の趣旨が十分に浸透していないことは、明らかになっています。表示の本質が消費者に届いていない現状を何とか変えるためには、原料原産地表示はリセットして、一から見直すべきと考えます。

最後に、消費者のためにという見えない空気に流されて、食品表示制度の規制が次々に拡大していくと、それが消費者庁という組織の肥大化につながる考えています。そのようないわゆる官の肥大化でしわ寄せを受けるのは、一体誰でしょうか。消費者です。納税者にほかならないのです。消費者庁は、消費者のためにならない連鎖を自ら断ち切る勇気を持つべきです。新食品表示制度は、義務化、拡大という、そのような構図をつくらないという基本に立って、例えば消費者の自立をしっかり支援していくとか、事業者の自主的な取組を軸に据えるべきだと考えています。

消費者庁におかれましては、これまで以上に新しい食品表示制度についての説明や

情報提供を小まめに行っていただきたいです。多様な立場の多様な消費者の意見にしっかりと耳を傾けてほしいと思っています。透明性・公平性を大切にして、国民に開かれた消費者庁であってほしいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食品安全グローバルネットワークの中村様、よろしくお願ひいたします。

○特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク 中村様 中村です。

ちょうど50年前、厚生省の食品化学課ができて、その20年後の1983年に『食品化学』という本を出版されるための座談会が厚生省の方とか、食品添加物協会とか、そういう方々でなされて、食品衛生法とJAS法と、当時、公取と言っていましたけれども、この3つが1つになったらいいということが、座談会の中で議論されているわけです。思えば、それから来年がちょうど30年になるということで、つくづく、食品表示が1本になることに時間がかかったと感じている次第です。

さて、食品表示の一元化に当たりまして、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3法にとどまらず、食品表示に関する景品表示法や酒税法なども取り込み、整理することが、消費者のみならず、事業者にとっても期待されると思っておりました。しかしながら、当初から予想されていたこととはいえ、新食品表示制度のポイントで示された新食品表示制度は、3法に一元化にとどまっており、極めて残念だと思います。

2番目に、食品表示の一元化の検討に当たって、食品表示課から3つほどございました。より多くの消費者の合理的な商品選択に資すること、食品の安全性に関する情報等が容易に認識できること、国民の適切な栄養摂取その他の国民の健康増進を図ること等が、新たな食品表示制度の目的として示されました。

検討会で、私は食品の安全性確保がなされた上で、消費者の適切な商品選択に資するという観点で主張をしてまいりましたので、今回のイメージで、今般の改正法が食品表示に関する3法を一元化し、食品の安全性確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保という、より一般的・包括的な云々ということでお示しされたことに対しましては、一定の評価をしております。

3番目に、食品衛生法第19条に関する事項について、早急にお示しいただきたいと思います。例えば食品添加物や食品添加物製剤も新法の対象になることは理解できますが、容器包装やおもちゃも新法に移行するのか。食品衛生法の19条に、おもちゃや容器包装は残すのかということをお示しいただきたいと思います。

また、食品衛生法第28条の調査権限、臨検・収去ですけれども、これをJAS法や健康増進法に基づく調査にも適用するのかどうか。これもお示しいただきたいと思います。

次に、JAS法にある申出制度を食品衛生法や健康増進法にも適用するのかどうか。

これもお示しいただきたいと思います。

また、食品衛生監視員による監視指導を食品表示に対しても、従来どおり実施するかどうか。都道府県の監視指導計画への関与についてもお示しください。あわせて、いわゆる食品Gメンとの役割分担についてもお願いいたします。

さらに輸入食品の表示についての監視は、輸入時に検疫所で実施するような予算措置、人員増も含めてですが、これを求めたいと思います。特に食品中のアレルゲンの検疫時の検査は、急務と考えます。

また、執行に当たっては、国民生活センターの抜本的な拡充は無論のこと、厚生労働省の国立医薬品食品衛生研究所、農林水産省の農林水産消費安全技術センター等の専門的な技術支援は不可欠です。新制度発足後もこうした組織の支援体制を明確にしていただきたいと思います。私たちは単純な執行体制の一元化に反対します。

次に健康増進法に基づく栄養表示の義務化に当たって、義務化される栄養成分の表示法の規定を早急にお示しください。

以下の事項について、新年度から検討を立ち上げるように、予算措置をお願いいたします。原料原産地表示の拡大、一括名や簡略名等の食品添加物表示の見直し、遺伝子組換え食品、食品添加物の表示制度の見直し、アレルゲン表示の対象となる特定原材料の拡充、固有記号による製造者の表示制度の廃止、あわせて輸入食品の製造者の氏名と住所を表示させること等を求めます。また、保存温度を変更した食品については、製造日の併記を求めます。また、こうした食品の期限表示の設定根拠のガイドラインの策定を求めます。

次に消費者に直接提供されない食品添加物製剤及び中間原材料の表示についても、並行して進めることを求めます。公正競争規約を有していない食品関連事業者についても、公正な競争が制定されるように、行政指導をしていただきたいと思います。

最後に景品表示法を盛り込まなかつた新食品表示法が、景品表示法を阻害することにつながらないことを求めます。本年9月28日に消費者庁が公表された、有限会社藤原アイスクリーム工場に対する景品表示法に基づく措置命令についての中で、対象食品について行ったろ過、低温乾燥加工、混合及び充填は、対象商品の内容について実質的な変更をもたらす行為と認められないとの判断を評価いたします。消費者の誤認惹起につながる食品事業者の行為を早急に一掃されることを期待しています。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食品産業センターの花澤様、よろしくお願ひいたします。

○財団法人食品産業センター 花澤様 それでは、食品産業センターを代表して発言させていただきます。

消費者の皆様に必要な情報を、正しく、わかりやすくお伝えするのが、我々食品製造事業者の使命、立場でございますので、そういう観点から意見を申し述べたいと

思います。

ほかの方もおっしゃっていましたが、新食品表示制度につきましては、食品表示一元化検討会での議論、またそれをまとめた報告書を十分に踏まえて、制度設計をお願いしたいということでございます。

なお、具体的には、以下の7点について、十分に御留意願いたいということで、お願いしたいと思います。

1番目は、食品表示制度の目的についてでありますけれども、報告書に食品の安全性確保に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先すると記載されておりますが、そのとおりであると考えております。

さらに、消費者の適切な商品選択の機会の確保でございますが、これも報告書にあるように、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報に限定すべきではないかと考えております。

2番目は、用語の定義の統一・整理を行うということです。これは全体として異論のないところだと思いますが、特に消費者、事業者が表示のルール全体がわかるよう、要するに一元化していただきて、何か1つのものを見れば、全体がよくわかるように、そういった形にしていただきたいと思っておりまして、報告書の表現をかりれば、告示レベル等でのルール全体の一覧性を確保することが重要であると思っております。それから、言うまでもなく、食品表示に関する国際規格、CODEXとの整合性をとつていただきたいということでございます。

3番目は、表示の見やすさについてでございますが、消費者庁が昨年12月に実施された消費者の意向調査がございますけれども、その調査結果によれば、小さい文字でも多くの情報を載せるというものを支持した方が27.4%、一方で、表示項目を絞り、文字を大きくするというものを選択された方が72.6%いるということでございます。こういったことも踏まえ、義務表示事項を絞り込み、消費者にとってわかりやすく、見やすい表示、事業者にとっても作成しやすい表示にしていただきたいということでございます。

4番目は、義務表示事項の見直しについてでございますが、報告書でも食品表示の一元化に当たって、優先順位の考え方を導入する機会に、情報の確実な提供という観点から、現行の義務表示事項について検証を行うべきであると記載されています。義務表示事項は、罰則を伴うものです。消費者の方々はいろんな方々がいらっしゃいますが、単に関心があるもの、あるいは知りたいということ、こういったものもいろいろなレベルがありまして、全てそれを対象とするようなことになってしまふと、大変なことになります。商品選択の際に必要としている表示とは何かということ、さらに表示させることにより、かえって消費者を誤誘導し、風評被害を招くことにならないか、こういった側面からの実態を十分に調査・検証した上で、優先順位をつけて見直していく必要があります。

5番目の栄養表示の義務化については、義務化を円滑に進めるために、必要な環境整備を進められることが大前提であります。特に消費者が栄養情報を活用し、それを考慮した消費行動が行えるようにするための消費者教育の拡充・強化、もう一つ、多数の中小零細な食品製造事業者の実行可能性を確保し、円滑に栄養表示が行えるようになるための支援の実施、先ほど平山調査官からお話があったような計算値方式の導入とか、公的データベースや支援ツールの整備など、これが必須であります。

6番目に、原料原産地表示についてでございますが、検討会の議論でも、原産地表示制度そのものに対する否定的な意見や、あるいはその拡大に反対する意見が大勢であったという途中経過のペーパーがありました。まさにそういう議論だったと思っています。こういうことを十分に念頭に置いていただく必要があります。

また、報告書では、現行の表示制度における枠組みのもとでの方針を堅持しつつ、検討を行うことが適当であるとされておりまして、こういったことも十分に踏まえて対応していただきたいと考えております。

7番目は、是正措置、調査権限、申出制度ですが、これは検討会で議論がなされていなかつたのではないかと思いますが、関係行政組織の肥大化にならないように、あるいは監視コスト・社会コストの増大を招かないように、事業者への過度な負担等にならないように、十分検討していただく必要があります。

最後に現状の農政局、地域センター、県保健所等によるばらばらな執行体制、監視体制を一元化することを消費者庁にお願い申し上げまして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、食品保健科学情報交流協議会の関澤様、よろしくお願ひいたします。
○特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会 関澤様 一元化後の法体系と新食品表示制度のポイントのイメージ図では、詳細が必ずしも明確ではございません。今回これに基づいて意見を述べますが、新法案の具体的な内容が明確にされた時点で、再度パブリックコメントの募集をされることを要望します。法律は一定の規制を課すものですが、その規制対象となる側の意見は必ず聞かれるべきであります。

国民の命と安全を守ることは、政府の第一義的な責務です。そのために、食品表示では、衛生上の危害発生の防止を最優先とすべきで、これを明記すべきです。この目的に対応して、義務表示と任意表示を明確に区別して考える必要があると思います。

この目的達成のため、消費者向けはもちろんのこと、食品の安全確保に極めて重要な業者間の事故対策と予防にかかる基本情報の伝達などに必要な情報の表示は、義務とされるべきです。正確かつ簡潔、明確にされるべきです。

消費者の表示への要望は多様です。このうち、今回は加工食品の原料原産地の表示拡大、罰則規定の強化が挙げられております。実際上、表示で全ての要望に対応することは、スペースや文字の大きさからいって限界があると思います。主に製造・販売

者の商品宣伝、また消費者の任意の選択にかかる産地などについては、義務表示とせず、任意表示とし、欧米各国のように、誇大、虚偽などで不適切とならないように、強調表示などのルール整備をする必要があると思います。なお、優良誤認にかかる部分については、不当景品類及び不当表示防止法の強化での対応が可能だと考えています。

最近でも、生食用加工肉表示義務の不備や、消費者の衛生教育の不十分なこともあったために、肉の生食や浅漬けによる食中毒で多数の死者が出ています。消費者庁は、原産地表示を義務化した際の監視機能を備えておらず、実際、監視は現在の食品衛生監視員の職務となります。安全と関係のない産地偽装監視の強化は、労力負担増となるだけでなく、安全確保が手薄になる可能性があります。

また、罰則強化による食べられる食品の回収と廃棄は、明らかに貴重な食品の無駄になります。

また、食品関連業者においては、原産地表示について、原材料供給地の事情などにより、輸入先を変更する必要がたびたびありますが、表示1件につき数万円を要すると言われる変更コストは、100種類以上の多様な加工食品を扱う業者にとっては、大きなコスト増になります。もしこれを消費者へ転嫁して、価格に上乗せするとすれば、安くておいしい食品を食べるべき消費者にとり、多大な負担増を招かれることになります。任意表示でありましても、適正かつ公正に表示されることは必要ですが、産地やブランドにより価格が大きく異なるため、偽装の潜在要因となっております。実際に日本の事業者が現地で指導し収穫する食品で、品質や安全性に大きな差がない場合でも、産地や輸出国の食品に対する国民の差別意識、経済的打撃を助長する原因ともなっています。

このことに関して、今、私は徳島県の食の安全安心審議会の会長をしておりますが、徳島県では、浅漬け食中毒の後、77名の食品衛生監視員のうち、保健所での業務に従事している約20名の食品衛生監視員が31件の立入調査に直ちに動きました。このようなことで、かなりの労力を割いております。

さらに、鳴門ワカメの偽装表示がここ数年問題となっており、このためにも多大な労力を使っているというのが事実でございます。

最後に、食品安全に必要な情報は表示のみでは達成できません。表示以上に消費者が食品選択の手がかりとしている広告、宣伝の適正さ、消費者の適切な選択を支援する教育が重要だと考えます。消費者庁が管轄する健康増進法で、有効性・安全性を認める保健機能食品以外のいわゆる健康食品で、誇大や虚偽の情報あるいは無添加表示などの誤解に基づいて、疾病や死亡が実際に起きております。このような宣伝、広告における不適切への指導強化、またこれを利用する消費者が、誤認を招かない適切な消費者教育というものが、より充実されるべきではないかと考える次第でございます。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、全国清涼飲料工業会の渡辺様、よろしくお願ひいたします。

○一般社団法人全国清涼飲料工業会 渡辺様 全国清涼飲料工業会の渡辺です。

今日はこのような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

表示一元化につきましては、1年近くにわたって検討されてきた報告書に基づいて、法制化が進められると理解しておりますので、今後、細部を決めていく際に、業界としていろいろお願いしたいことがございますので、これについて御説明したいと思います。

まず大きく1点目ですけれども、文字を拡大することについては理解できますが、一部実行不可能な場合がありますので、それについて御説明したいと思います。

1点目ですけれども、皆さんよく御存じだと思うんですが、お手元にも写真を配っていますけれども、こういう印刷瓶で回収して使っているリターナブル瓶がございます。これにつきましては、王冠の部分しか表示するところがございませんので、現在でも5.5ポイントでの表示が認められております。今後もリターナブル瓶を利用するということなので、王冠につきましては、5.5ポイントの表示をそのまま継続して、認めいただきたいと思います。

2点目ですけれども、ペットボトルの口部に、現在、賞味期限を印字しております。これにつきましては、従来、西暦の下2桁を表示していたんですが、消費者の方々から非常にわかりにくいということがございましたので、機器の精度の向上等いろいろありまして、やっと西暦4桁の表示が徐々に導入できるようになってきています。これはインクジェットというもので、正面から印刷をしていますので、今後、文字がこれ以上大きくなると、横の文字が流れてしまします。ここにつきましても、現行のポイント数を認めていただきたいと思います。これ以上大きくすると、またわかりにくい西暦2桁表示に戻ってしまいますので、これについては、是非お願ひしたいと思います。

あと、注意表示なんですけれども、現在、注意表示をいろいろ書いておりますが、これについてはかなり重要なものもありますので、注意表示の面積もある程度配慮していただきたいと思います。

大きい2点目ですけれども、栄養表示義務化について、報告書の中で、ナトリウム表示にかえて食塩相当量の表示にするという記載がありました。例えばお茶飲料については、ナトリウムが実際に含まれているわけですけれども、食塩相当量だけの表示にしますと、非常に誤解を生むようなこともございますので、従来どおりのナトリウムの表示もあわせて認めていただきたいと思います。

次は原料原産地表示でございます。原料原産地表示につきましては、清涼飲料業界だけではなくて、今、日本のいわゆる加工食品というのは、原料を全て世界中から導入しています。今、世界から原料を導入している中で、日本だけ独自のルールを採用

すると、世界の中で、日本は買えない原料が発生してきます。これだけ資源のない日本で、そんな状況を本当に起こしていいのかということがありますので、世界の原料の流通状況とか、あるいは世界の加工食品がどのような表示をしているかとか、そういうことも十分に配慮していただいて、検討していただきたいと思います。

4点目です。現在、加工食品の品質表示基準以外に、個々のいろんな品質表示基準、あるいは表示ガイドライン等々がございます。これにつきましては、現在、業界でしつかり運用していること、また消費者にも十分に浸透していて、これをなくすことで、かえって混乱を招くような事態が発生すると思います。このようなことについても十分に配慮していただき、今後、細部を詰めるときに、そういうことも検討の中に加えていただきたいと思います。

以上です。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、全国農業協同組合中央会の鶴留様、よろしくお願ひいたします。

○全国農業協同組合中央会 鶴留様 全国農業協同組合中央会の鶴留と申します。

まず最初にホチキスでまとめた方の意見は、表現が舌足らずなところがありましたので、今日は別途紙を配らせていただきました。こちらに基づいて、説明させていただきたいと思います。

私ども生産者団体がなぜ意見表明をするかというと、日本の生産者は、日々日本の消費者の皆様方に選んでいただきたいという思いで、生産現場で頑張っています。そういう立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

このペーパーにも書いておりますし、先ほど阿南長官の発言にもありましたとおり、消費者行政は消費者基本法に沿って進めていくんだという力強い御発言を聞いて、安心したというか、そのとおりだと賛同いたします。国会で国民の代表である方々が消費者基本法をまとめ上げた。いろんな立場の違いがある中で、まとめ上げた消費者基本法というのは、大変に重いと思っております。

そういう意味で、今回の新たな表示法案は、消費者基本法の趣旨に沿った形、すなわち消費者の安全の確保、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図るという趣旨に沿って、法案の目的が書かれている。あるいは表示の基準の策定について考えられており、大いに評価できるものだと考えております。

また、是正措置、調査権限等、事業者間の公正な競争を促す観点から、拡大、強化の方向の検討も大いに賛成いたします。

先般までの食品表示一元化検討会では、具体的な結論が得られず、新たな検討の場が設けられることになった加工食品の原料原産地表示についても、法の趣旨並びに新たな食品表示制度の検討方向に沿った形で議論が進められて、適切に表示が拡大されるべきであると考えております。

加工食品の原料原産地表示については、食品表示一元化検討会やそれ以前からの議

論において、JAS法の趣旨等、既存の法律の論理に基づいた議論や意見の開陳が繰り返されているようですが、消費者基本法にも書いているとおり、もはや食品の安全性を担保することだけが表示の目的ではない。また、重要な情報を表示するだけでは、消費者利益の保護や権利の尊重は図れないということは、基本法に書いてあるわけですから、基本法に書かれていることをしっかりと踏まえて、着実に拡大に向けて議論を進めていくべきであると考えます。

なお、消費者の皆さんに選んでいただくということで、消費者の方々は生産者にとって大変大事ということに加えて、事業者の皆様方も地域経済とともに支える大切なパートナーだと思っておりますので、よりよい消費者行政を進めるためには、負担がかかってくるわけなんですけれども、これが事業者、消費者の押しつけ合いになるような構図では困ると思っていますので、よりよい消費者行政のためのコストについても、消費者庁のリードでしっかりと負担軽減措置が図られて、お互いの連携がしっかりと図られるように、リーダーシップをとっていただければと思っております。

以上でございます。

○谷口課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、全国和菓子協会の藪様、よろしくお願ひいたします。

○全国和菓子協会 藩様 全国和菓子協会の藪です。

本日は発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

新食品表示制度につきましては、従来より随分改善されている部分もありますし、全体として評価できる部分はたくさんあると思うんですけども、個々に見ると、さまざまに問題があろうかと思います。

今日は時間の関係もございますので、表示のあり方の部分と栄養成分表示について、意見を申し上げたいと思います。

表示については、大切なことの1つに、先ほども発言がございましたけれども、表示事項を絞り、文字を大きくすることを多くの人が求めているということがあります。

現在の和洋菓子などの加工食品の包装というのは、安心・安全、扱いやすさという点などから、個包装が進んでおりまして、表示スペースはどんどん小さくなっているという現状があります。

小さな表示スペース、見やすい大きな活字、表示義務事項の拡大という3要素は、相反する面があると思います。

そのせいなのか、一括表示の場所に捉われずに、他のスペースに表示を行わせるという表示方法の検討も明示されていますけれども、例えば包装容器が立方体であれば、側面に表示することなども可能なんですが、実際には表裏2面しか表示スペースのない包装もたくさんあります。その場合に、裏面で無理ならば、表面にも表示すればいいのではないかという考えがあるようですが、それは乱暴な考え方だと思います。

包装の役割の1つに、商品の名称、内容、特性を訴える販売促進としての機能があります。そして、その媒体として非常に重要な役割がある。これは製造販売者にとって、欠かせない重要なものだと思います。

その大切な表面に短絡的に義務表示を強いていくということは、営業者の販売促進を阻害し、健全なる商行為を妨げることにもつながるので、簡単に納得できることではないと思います。

表示義務事項は、見やすく、裏面1面だけで記載可能になるように、必要最小限のものに限定すべきだと思います。

また、表示について、検討会報告では、ウェブ等を利用した表示という考え方も示されていますが、これはためにする考え方であって、栄養成分表示を義務化するためと考え出された方策としか言いようがないと思っています。

ウェブ等を利用する表示というのは、スマホだとか携帯でQRコードを読みなさいということだと思うんですけれども、世の中にはウェブを利用してない、利用できない消費者や零細事業者がたくさん存在しています。ウェブの表示というのは、それの人々を置き去りにすることにもつながりますし、全く情報を得ることができない消費者をつくることにもなります。そういう手法は間違えていると思います。

表示は、たとえ誰であっても、購入場所で商品を手にとって表示が確認できなければ、意味がないと思います。したがって、ウェブ等を利用することは、不適当であると思います。

次に栄養成分表示義務化についてですが、我々団体の職にある者は、法令や法律が決まれば、会員に対してその内容の周知を図って、法律を遵守することを求めていかなければならぬという責務があります。しかし、そのためには、その法律がたとえ府令、告示レベルであったとしても、論理的にして、合理的で疑問の余地のないものでなければならぬと思います。

国民の食生活は、家庭内調理を中心として、中食、外食、加工食品等によって成り立っていますが、一部疾病を背負った方々を除けば、一般的に自分が摂取するカロリー数値や栄養成分数値を把握して、食生活を行うという習慣は根づいておりません。

また、家庭内調理はもとより、中食、外食におけるカロリーなど、栄養成分がどのような数値であるかを把握することもできません。

それなのに、なぜ加工食品にのみ栄養成分表示を義務化するのか、なぜ国民の健康向上に寄与するのかということについての明確な話は1つもありません。

検討会報告の中では、栄養成分表示は健康的な食生活を営むための基礎として、中長期的な期間で栄養を管理するための目安として捉えることができると記していますけれども、それはあくまでも国民の一人ひとりが全ての食について栄養成分を理解し、把握できる環境にあって、なおかつ、それを生かす食生活を行うことが習慣となった上でのことでありまして、それらの前提が何もない中で、加工食品にのみ栄養成分表

示を義務化することについて、論理的な説明とは到底言えないものであります。

法は、あくまでも論理的かつ合理的に納得できるものの上に成り立つものでなければならぬと思います。それがないにもかかわらず、義務化を押し進めるということは、暴挙であります。国民における健全なる遵法精神の低下を招くおそれにもつながりますので、是非義務化はやめていただきたいと思います。

一方、栄養成分表示を義務化するために、20%程度の誤差を容認すると示されていますが、20%の誤差とは、上下40%の誤差ということでありまして、大変大きな誤差であると言えます。

図らずも、栄養成分表示の正確性を担保することの困難を示しているものであるわけですが、このように誤差のある表示を義務化することにどれほど意味があるんでしょうか。むしろ誤差のある表示によって誤った理解につながるおそれもありますし、健康的に悪影響を与える可能性もあります。あるいは誤差が認められていることについて、悪意に利用されることも考えられます。その責任は一体誰がとるんでしょうか。こうしたものは義務表示事項として不適格であると考えられますので、義務化にはあくまでも反対であります。

また、表示義務化に当たっては、計算値方式とか、公的データベースの活用、整備ということが記載されています。これもためにする議論なんですけれども、現存されている栄養成分表などを活用して、カロリーや栄養成分表示を行うことは大変難しく、小零細事業者にとっては有効なデータとなっていません。

公的なデータベースとは、小零細事業者など、栄養成分について十分な知識のない人であっても、それが簡単に利用できるものでなければ意味がありませんし、果たして材料が多岐にわたる状況の中で、そのようなデータベースの構築は可能なのか、極めて疑問であります。誰もが簡単に使える公的なデータベースが構築されるまでは、表示義務化はすべきではないと思います。

今まで述べたとおり、栄養成分表示の義務化にはあくまでも反対でありますけれども、それでもどうしてもするんだという場合には、以下の理由によりまして、特段の考慮をお願いしたいと考えています。

和洋菓子産業に限らず、日本の食料品供給の状況というのは、大半の事業者が小零細事業者で、和洋菓子業者はその数だけで5万軒に及びます。それらの小零細企業は、少量多品種生産を余儀なくされている上に、季節によって製造する商品が異なりますし、気温の変化などにより原材料の配合を変更することも、日常的に行われています。製造する商品アイテムは多数に上ります。その一つひとつの栄養成分を明らかにするためには、多額の費用がかかりますし、事務量の増大はもとより、多種類の包装資材を用意しなければならないなど負担が大き過ぎます。しかも、現在の経済状態から考えて、その経費を売価に転嫁することは困難で、経営に多大な負担を強いることになります。

また、和洋菓子店というのは、限定された地域の中で、それぞれの技術を生かして、地域の食文化や和洋菓子の供給に努力して、地域経済や国民の生活に大きな役割を果たしていますけれども、こうした小零細事業者に困難な表示を強いることにより、営業していく意欲を失わせるようなことがあっては、地域の経済振興の上でも、国民生活の基盤とも言える地域共存の仕組みの上でも大きな損失と言え、シャッター通りを助長するようなことにもつながりかねないと思います。さらには、国民にとって豊かな食生活を失うことにもつながりかねません。

反面、こういう小零細企業の商圏というのは、極めて限定された狭い地域の中での営業がほとんどでございますので、影響を及ぼす範囲は極めて限定的であると考えられます。そういうことから、どうしても義務化を促進・推進するのであれば、小零細事業者は、その義務対象から除外するなどの措置を講じていただくように、是非お願いをしたいと思うものであります。

参考資料として、私の今の発言内容を別に配付いたしておきます。後ほど御高覧いただければ幸いだと思います。

ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本消費者連盟の山浦様、よろしくお願ひいたします。

○特定非営利活動法人日本消費者連盟 山浦様 ありがとうございました。

冒頭、阿南長官から、消費者の権利の確保に努める、自立の支援をする、こういった基本計画に基づいて、新しい法律をつくるんだというお言葉がありましたので、私も非常に期待しております。

今日の御説明の中で、新食品表示制度のポイント、イメージについて、内容紹介がありましたけれども、ここで消費者基本法の基本理念を踏まえて、義務付けの目的の統一・拡大というように、拡大という言葉が明記されたことも、私としては非常に評価しております。

私の資料には、この間、検討会で検討されました、報告書の問題点について書いてありますけれども、報告書の問題点をしっかりと踏まえて、新しい法律をつくっていただきたい、こういった要請をしたいと思います。

消費者の権利を明記するということの中身ですけれども、イメージのところにも、調査権限規定の整備とか、執行体制の整備、申出制度のことなども触れられておりますが、これでは不十分だと思います。遺伝子組換え食品などグレーゾーンと言われる食品がございまして、消費者としては、食べたくないという気持ちを持っているものもあると思います。そういうことをしっかりと見分けて、消費者がこれを選択できるようなことが必要であると思いますので、これにつきましては、是正を求める請求権とか、あるいは行政、事業者に対して、申し出だけではなくて、情報公開の請求権のような具体的な権利といったものまで踏み込んで、是非消費者の権利を実効性ある

ものにしていただきたいと思います。

私の資料にも書きましたけれども、背景には、この間、消費者が被害を被って、偽装食品とか、あるいは安全性に問題のある食品で被害を受けたことを踏まえて、消費者がどういった素性の食品であるか、どの国でつくられて、どういう経路で今ここにあるのかといったことがわかって、そして、選択できることが非常に重要であると思いますので、権利の事項につきましては、しっかりとこれを拡大して、実効性あるものにしていただきたいと思います。

それから、検討会の報告書を読んでみると、技術的なところを論理的に展開するあまり、当初の消費者の権利をないがしろにしていくような方向性が出てきてしまったのは、非常に残念だと思います。わかりやすさという言葉などが、その象徴ではありますけれども、字の大きさの問題、こういった形でもって、情報を限定してしまうことにつながる報告書になってしまった。これは非常に残念な結果だと思います。文字の大きさの問題だけに矮小化することなく、今あるスペースを有効に使う。その中で実際に中身がわかるような、そういった制度にしなければいけないのではないかと思います。

原料原産地の問題につきましては、今回の報告書では先送りされてしまったわけですけれども、ポイントを見ておりますと、今後しっかりと拡大するという方向性が示されておりますので、これについては、私どもも非常に期待しております。ただ、実際にこれを拡大するに当たっての組織の陣容をしっかりと考えていただきたい。食品表示一元化検討会のメンバーを見ておりますと、どうも事業者の方が多い。それから、消費者代表を名乗るんですけれども、どうも事業者寄りの市民団体の方も多くて、非常に問題があると傍聴して感じておりました。これからはそんなことがないように、是非お願いしたいと思います。

遺伝子組換え食品の表示については、冒頭、纏纈さんからもお話がありましたけれども、日本の表示制度はあるにはありますが、あまり実効性がないんです。実際にスーパーなどで、私たちは遺伝子組換え食品を目にすることがない、非常に問題のある制度だと思っておりますので、これを厳格化することは、今後、早急にやっていただきたいと思います。

それから、今日の意見をいろいろ伺っておりますと、やはり問題だと思いますのは、非常に後ろ向きな意見が出されたしまったということです。例えば消費者庁の拡大に反対するという、とんでもない意見が出されたわけですけれども、私たちは消費者庁の充実が税金の無駄使いであるとは思いません。税金を有効に活用するために、消費者庁の機能をしっかりと強化していただいて、消費者のために働いていただきたいと思っております。こういった意見が出たことは、非常に残念です。

また、拡大という文字の削除を求めるという意見も出されましたけれども、これは検討会の悪い部分の意見が出てしまったと考えますので、新法ではそういった方向に

ならないように、期待しております。

ありがとうございました。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本生活協同組合連合会の木戸様、よろしくお願ひいたします。

○日本生活協同組合連合会 木戸様 本日は広く関係者の意見を聞く機会をもっていただきまして、ありがとうございます。

私ども日本生協連は、全国の生協が加入する連合会でございます。私どもの基本的な考え方としましては、消費者の立場に立った、正しくわかりやすい表示が重要であると考えております。

日本生協連は、プライベートブランドとして、コープ商品を持っております。これを全国の会員生協に供給しておりますが、コープ商品の表示に当たりましては、第1に商品の内容物と特性を正しく伝えること、第2に商品を選ぶときに役に立つこと、第3に利用しやすい表示であることを目指して、自主的な基準を設け、国の基準に上乗せをして、商品に表示してまいりました。

また、各地の生協では、食品の安全、表示の学習会などの啓発活動、お互いに学び合う活動なども行ってまいりました。このように商品事業や組合員による活動を通して、消費者の願いを実現してきた団体として、今日は3点意見を述べさせていただきたいと思います。

第1点目です。新しい食品表示制度ですが、安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先とし、このことを法に明記していただきたいと考えております。

一元化検討会では、表示制度の目的について、次のようにまとめられております。食品安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これとあわせて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置づけることという点です。安全性にかかわる情報を最優先するという考え方を、今、議論されています新しい法律に明記していただきたいと思います。消費者・国民の健康保護のためには、アレルギーの表示・消費期限・保存方法など、安全性にかかわる情報が優先され、これが適切に見やすく表示されることが重要だと考えております。

2点目です。加工食品の栄養表示を原則義務化とすることに賛成いたします。

消費者・国民の健康の維持・増進のためには、バランスのよい食生活が重要であり、このことは国際的な流れでもありますし、国内でも重要課題として、行政をはじめいろんなところで取組が積極的に進められてきております。消費者の健康、食生活に対する関心も高まってきております。それに役立てるために加工食品に栄養表示をしていただく、それを義務化していただくことに賛成したいと思っております。

さらにこの表示については、消費者自身がその表示内容を正しく理解して、暮らし、食生活、自分の健康に生かしていくことが大切になってまいります。消費者が積極的に表示を見て、活用できるような、そういう表示にするように、具体的な検討を行

っていただきまして、消費者の学習環境も整備していただくようにお願いしたいと思います。

日本生協連では、1982年から、加工食品に栄養表示をつけ、組合員への情報提供や学習活動をすすめてきております。

3点目の意見としまして、栄養表示以外の義務的表示事項の拡大については、慎重にしていただきたいと考えております。食品の安全性確保にかかわらない情報につきましては、一人ひとりの消費者によって求める情報が違ったり、ライフスタイルとかいろいろなことで異なってきております。その点について、配慮する必要があると考えております。

そのため、法で義務的に定める表示事項を増やし続けることよりも、場合によっては、ガイドラインのような形で、国が推奨する方向性を示したり、業界による自主基準をもとにしたりするなど、いろいろな方法を組み合わせて、表示全体を充実させていく、その方が現実的であり、望ましい方向であると考えております。実行可能性や検証可能性の検討も必要になってまいります。

原料原産地表示につきましては、安全性にかかわる情報を最優先するという立場から、これらの優先順位、実行可能性を考えて、現在までに定められているもの以上に義務化を拡大する必要はないと考えております。

最後になりますが、食品表示というのは、私たち消費者・国民に大変身近なものであります。そのため、新しい制度をつくるに当たっては、これから検討プロセスを広くわかりやすく知らせていくことが重要だと考えております。より多くの消費者・国民がこういった論議をすること、一緒に考える機会を多くもって、よりよい表示制度をつくっていくことを期待したいと思います。そのために、私どもも参画させていただきたいと思っております。

以上で発言を終わります。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、日本惣菜協会の堀様、よろしくお願ひいたします。

○社団法人日本惣菜協会 堀様 ありがとうございます。

日本惣菜協会の堀でございます。

惣菜産業は、近年、国民の皆さんから非常に御支持を得まして、期待も大きく、そういういた責務も大きく感じております。

少し惣菜産業の事情をお話させていただきます。コンビニなどの惣菜も非常に伸びておりますし、そういうところへのベンダーさんの企業とか、あるいは食品スーパー系の企業、デパ地下のブランド店とか、そういう惣菜会社がございます。しかしながら、大半は地域の中での中小惣菜企業ということで、成り立っている協会でございます。

規模もいろいろという特性がございます。あるいは業態特性もいろいろでございま

す。個人のお店とか、スーパーとか、セルフの個包装の買い方とか、お客様が少しづつ自分で選んでとる方法とか、販売員さんが対面でお渡しする方法とか、あるいは持ち帰る場合も、その場でイートインする場合もございます。

商品特性もたくさんでございます。調理もセンターのキッチンでつくられる方法とか、店内でお客様の前でつくられる方法という調理特性もございますし、地域特性もさまざままでございます。

こういった多種多様な皆さんに、どう御理解を求めて、消費者の皆さんの期待に応えていくかということが、今、我々の目指している方向でございます。

ただ、単品、大量、標準化、均一品だけが、世の中で生き残れなくなるのかというのは、大変心配しておるところでございます。市場から入る食材を使いながら、毎日変化する献立、あるいは地元の朝採れの野菜とか魚、旬を大切にする、目の前でつくり立て、手づくりをする、あるいは会話をしながら、コミュニティーの核の機能を果たしていくとか、高齢化の社会あるいは生活習慣病が多くなる中で、祭りとかイベントの料理が廃れていく中で、こういった会話をしながら、そういう料理をつくっていくことも、とても大切だと思います。

過度な義務化でそういった大切なものがなくなるのではないか。そういうことが、消費者の方にとって利益なのかということを危惧しつつも、それでも、やはりすべきことをしていこうということで、昨年6月には惣菜・弁当の情報提供ガイドラインづくりも始めさせていただいたり、20年になりますけれども、惣菜管理士、つくり手の能力アップあるいは販売時点での人材教育、デリカアドバイザー、消費者の皆さんにも知っていただこうということで、ホームミールマイスターという教育事業もさせていただいているところでございます。

こんなことを前提に、意見を述べさせていただきたいと思います。

食品表示一元化については、昨年から12回にわたって検討会が開催され、当協会も委員として参画して、消費者にとっても、事業者にとっても有益な表示制度のあり方について、一定に負荷が加わっても、必要な望まれる表示制度について、真剣に意見を述べさせていただいたところでございます。単に費用がかかるとか、手間が増えるということで、異論を唱えてきたわけでもございません。いろんな御意見、価値観があるのは当然のことで、それぞれにある程度の懸念や違和感を抱えながらも、苦労して、一元化検討会の報告書がまとめられてきたものと理解いたしております。

したがって、新法策定に当たっては、食品表示一元化検討会の報告書を尊重していただきたい。報告書は1年、12回の議論を経て、さまざまな意見を抱えながら、真剣な議論を重ねて取れんされたものと伺っております。ということで、整然と策定を進めていただきたいと思っております。

第2に、今後、検討するはずの表示基準は、事業者の義務を具体的に規定する重要なもので、表示制度、基準もこの報告書の趣旨に沿ったものとして、さらに実態把握

を行い、わかりやすく、実行可能性等が確保できるものにするために、より専門的な検討、熟議をしていただくようにお願いいたします。

第3に、適用範囲の考え方の中食、外食等のアレルギー情報についてでございますが、販売形態、提供方法等によって、適正表示の確保の困難さもあり、柔軟さも重視して、事業者の自主的取組を含めた、実行可能で有用性のあるものを目指すための広範な検討をお願いするところでございます。

第4に、栄養表示基準について。栄養表示の義務化の前提としまして、新食品表示制度のポイントで、栄養表示の義務化は、消費者側、事業者側双方の環境整備と表裏一体と述べられておりますように、消費者に役立ち、適正表示を担保するためには、現状の任意表示の実態把握や、業態や商品特性による実行可能性の確保が肝要と考えます。そのために、自主的取組の促進等の環境整備を推進し、その中で、データ蓄積やさまざまな検証を行い、消費者にとって有益で真正性が確保できる方法を追及するようにお願いいたします。実現の可能性について、御支援を賜りたいと思います。

第5に、加工食品の原料原産地表示についてでございますが、一元化検討会では、原料原産地表示の拡大については一致に至らず、原料原産地問題は別途検討するということでございます。そのようにお願いしたいと思います。その場合、合理的な根拠もなく、無理な拡大を図ることなく、事業者の自主的な情報提供の役割も含めた十分な検討を行っていただきたいと思っております。

最後に是正措置や執行体制等について。単にこれら権限強化だけではなく、より実効性があり、かつ事業者にとって公平さと合理的な監視指導のあり方についての十分な検討を行う必要があると思います。

よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○谷口課長補佐 ありがとうございました。

それでは、続きまして、全体での意見交換に移らせていただきたいと思います。

消費者庁から説明いたしました、新食品表示制度のポイントに対する御質問や御意見等でも結構でございますし、また、御参加いただいた皆様方からいろいろな御意見があったかと思いますので、それに対する御質問という形で結構でございますので、御自由に発言いただけたらと思います。

山浦様、どうぞ。

○山浦様 ありがとうございます。

内閣府令とか告示などの検討がこれから始まろうとしておりますけれども、私たちは、新法の要綱案あるいは法律の条文そのものも気になるところですが、それと同時に、内閣府令とか告示で具体的にどういうルールになるんだろうかというところに、非常に関心を持っております。これまでの法律あるいは省令などの情報提供の仕方は、情報が広く国民に伝わらなかつたのではないかと思っておりますけれども、今回は消費者のための新法であることを踏まえて、どういう具体的なルールになるの

かという情報をあらかじめ出していただきいて、これについても、意見交換をするような機会を持っていただきたいと思います。要望です。

○谷口課長補佐 中村様、どうぞ。

○中村様 1つお願ひですけれども、新法ができたときに、今日御説明いただきました4ページ目の食品表示基準というものがあるわけですが、名称、原料原産地、原料名などが書いてあるわけですが、可能なものは、上の法律のレベルにもっていっていただけないかということがあります。可能なものは上に入れてほしい。

もう一つは、今、山浦さんもおっしゃったわけですが、これからどんなスケジュールでやっていくのかということです。今、11月ですから、12月ごろになれば、関係省庁との協議とかいろんなものがなされて、法律の条文作成などは、多分年明けぐらいからになってくると思うんですけれども、来年の国会に上がるまでの間に、消費者に対しても、もう少し丁寧に、条文になる前の概要等を早目にお知らせいただきたい。その際、可能であれば、府令とか告示に至るまで、こんなものになるだろうということをお示しいただくと、わかりやすいのではないかと思っております。これはお願ひです。

○谷口課長補佐 そのほかにいかがでしょうか。関澤様、どうぞ。

○関澤様 表示だけに限らないことですけれども、私は消費者教育や、広告、宣伝について触れさせていただきましたが、全体的に消費者への情報提供手段にはどういうものがあって、どういうことが実際に行われているかということをきちんと押さえていく必要があると思います。

消費者が買い物をするときに、表示だけを見ているのではなくて、毎日入ってくるスーパーのチラシなどで、これが安いとか、今、これがおいしそうだとか、そういうことがかなり判断材料に使われていると思います。そういったものが、もし虚偽や誇大であったら誤認をさせます。そういうことも、きちんと押さえていく必要があります。

例えば食品添加物は少ない方がよいとおっしゃる方が、前回のワークショップでおられたのですが、「無添加」ということを誇大に広告している場合も見られます。そういう場合、食品添加物はない方がいいということで誤認して、本当は保存料が必要のに使っていないのを、それが安全だと思ってしまう消費者がおられたときに、適切な選択を支援していないことになってしまいます。ですので、消費者団体が「無添加」を標榜する特定の業者の支援をするというのは、もってのほかと考えます。むしろ消費者庁としては、消費者はどういう知識を持って、何を選んでいくかということについて、適切な教育の機会、教育の場を拡大していくことも非常に大事なことではないかと思われます。

○谷口課長補佐 藪様、どうぞ。

○藪様 ちょっと抽象的な発言になって恐縮なんですが、食品の表示とか、こ

ういうことについては、大変難しい面をはらんでいるということは、皆さんよく御存じだと思います。要望することはものすごく多岐にわたるわけですし、いろんな考え方の方がいらっしゃる。

今、いろいろ検討されている栄養成分表示にしても、あるいは原料原産地は検討の俎上に上ったところですけれども、そういうものをきちんとやっていこうとすると、大企業というのは、比較的それに対応しやすいんです。それに対応できるような仕組みを企業の中で持っている。人員的なこともあり、予算的な措置もとれ、あるいはそういうデータの蓄積も十分にあるわけです。

ところが、日本の食生活を支えている市場というのは、中小零細企業がものすごく多いわけです。今、私は栄養成分表示について強く反対の意見を述べましたけれども、実際にそういうことをきっちり検証して、表示を正しくしていこうとすることが、中小零細企業は現実的に難しいところがたくさんあるわけです。そういうことを無理に何でもかんでもやっていきましょうという形になっていくと、今に日本の食産業というのは、大企業だけになって、中小零細の加工食品の世界というのは、どんどん消えていってしまうという方向にいかざるを得なくなってくるのではないかということが、非常に危惧されるんです。それは国民生活にとっても、経済社会にとっても、決してプラスのことではないと思います。

もちろん、いろんな要望があって、たくさんのこと表示させることができれば一番いいんでしょう。しかし、私が消費者の立場として考えても、表示があった方がいいものもありますし、逆にいらない表示もありますし、それは人によってさまざまに違っている。それ故に義務表示は必要最小限のものにとどめて、あとは任意で表示をする。任意で表示させることについては、任意をするに当たっての規制措置をきちんととるという形が、今の日本の食産業市場においては、一番正しい方向なのではないかと思います。そのことをもう一言申し上げておきたいと思います。

○谷口課長補佐 山浦様、どうぞ。

○山浦様 今の藪様の御意見に反論したいんですけども、大企業は非常に財力もあるし、いろいろな対応ができる。それに比べて、中小零細はなかなか難しいというお話は、ほかの業界の方もよくされるんですけども、例えば規模が大きい場合には、世界からいろいろな原材料を仕入れてきて、それを均一のものにしていくという工程が考えられるわけですが、小さい規模のものであれば、素性のわかった材料を使って、地域限定で製造されている方とか、あるいは差別化を図って、よりよいものをつくろうと努力される方がいらっしゃると思います。

ですから、単に大きい企業はこういった新しい制度に対応できるかもしれないけれども、小さいところは難しい、という論理だけではなくて、実際のところどうなのかということで、事業者の声もはっきり聞いていただいて、本当にできないのか、できるのか、どうすればできるようになるのかといったきめ細かい対応をすれば、これは

クリアできるのではないかと私は常々考えておりますので、そういう要素も今後是非検討していただきたいと思います。

○藪様 その意見について反対、また反対と言っているときりがありませんので、本当はこういうことは言うべきではないと思うんですけれども、誤解を招きますから、はっきり申し上げておきます。

小さい企業というのは、基本的にまとめて物を買うことができないんです。ですから、これをこういうふうに納めなさいと指定して、業者から買い取ることはなかなか難しいんです。例えばお米を仕入れたいとしても、何々県のどこでとれた、どういう米を仕入れたいと言うには、優越的な地位の関係があって、通常の取引で大きな取引をしていればこそ、仕入れ先も言うことを聞くんですけども、実態として、小さい規模でやっているところは、言うことを聞いてくれません。そうすると、あるものを使ってということにどうしてもなってくるわけで、山浦さん、小さいところは限定されて物を使えるからいいだろうというのは、まことに乱暴な理屈です。実態を知らな過ぎると申し上げていいと思います。

いちいちそれぞれの意見に反対だと言っているときりがありませんから、これで申し上げませんけれども、一言誤解は解いておきたいと思います。

○谷口課長補佐 渡辺様、どうぞ。

○渡辺様 今の意見とちょっと似ているんですけども、表示の検討をするときに、実態をしっかり見ていただきたいと思います。今の中小の話も、山浦さんの言われているような、例えば非常に特別な商品をつくる場合もありますし、自分で選ぶことができなくて、世の中にある原料しか使えない場合もあるんです。世の中の原料がどんな形で出回っているかということもよく知らないで、変なルールをつくると、結局物がつくれなくなりますので、実際の中小あるいは大企業、世界の原料、日本国内の農産物がどんな形で出回っているかとか、そういうことをよく把握してもらった上で検討しないと、今回1年にわたって検討されてきた中でも、実態を踏まえないと議論された部分が結構あるので、実態がどうなっているかということをよく踏まえた上で、議論を進めていただきたいと思います。

○谷口課長補佐 市川様、どうぞ。

○市川様 阿南長官に御質問させていただいても大丈夫でしょうか。よろしいですか。

先ほど意見を述べられた団体の中で、事業者寄りの市民団体がいるという御発言がありました。私は消費者団体の代表として参加をしておりますけれども、例えば御自分たちの主張に沿わないところは、消費者団体とは認めないと、みなさないというお考えをお持ちなのかと感じました。

21世紀は、消費者、事業者を一体どういうふうに受け止めていくのか。今までのような紋切り型で、消費者はこんなもの、事業者はこんなものという、消費者と事業者を常に対峙させていいものか。決してそういう状況にはないと思っています。事業者

と消費者はいつも敵対関係にあるのではなくて、どうすればいい関係が生まれるのか、肩を並べて一緒に行動していけるのか、食品表示法についても、新たなものを一緒につくっていくという感覚で受け止めていかなければいけないんだろう。それこそが前向きな捉え方なのではないかと思っています。

前置きが長くなってしまふせん。質問は、阿南長官は、今の日本の消費者をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○谷口課長補佐 長官、よろしくお願ひします。

○阿南長官 漠としてなかなか答えにくい御質問ですけれども、先ほど消費者の教育が行き届いていないとか、栄養のこともよくわかつていないという御意見がありました。確かにそういう消費者もいるとは思いますけれども、それは消費者教育とか啓発をしっかりやってこなかった、そういう環境整備をしてこなかった行政の責任であると思っています。だからこそ、消費者庁ができたんだと思います。

消費生活についてもさまざまな情報を得て、自分で判断して、適切に購入をしていく、あるいは自分で安全を確保していくという、消費者の責任、役割を果たすためにも、こうした教育や啓発はとても大事だと思っています。各地に消費者団体も多くありますし、そこでそういう活動がされているということは私もよく知っています。

そういう状況なので、消費者の自立的な判断、自立的な行動、合理的な行動をするために、そういう環境をつくっていくというのが、消費者庁の役割だと考えております。

○谷口課長補佐 藪様、どうぞ。

○藪様 阿南長官のおっしゃるとおりで、消費者教育、啓発というのは非常に大事なんですけれども、手法について申し上げたいと思います。

私は、先日、40人ほどの筆記試験をやったんですけども、期限表示について正確な答えを求めるということで、いろいろ試験をやりました。40人のうち、正確に賞味期限、消費期限について答えられたのは、たった4人だけなんです。せいぜい我慢しても、半分までが何となくいい。あの半分は全然だめなんです。

期限表示というのは、導入されてから長いんです。ところが、消費者において、まだこういう実態があるということは、事実だと思います。消費者庁が例えば啓発事業を行う、あるいはパブリックコメントを求めるというのは、代表的なことなんですけれども、パブリックコメントを見ていて、それにコメントするような人というのは、かなり熱心な人なんです。実態として言うと、啓発事業に参加をしてくる消費者というのは、かなり熱心な人なので、啓発事業にも来ない、その場にも来ない人が大半なんです。そういう人たちが真の消費者なのではないかと思います。

その人たちにやろうとしていることがきっと伝わる、例えば期限表示でも、期限表示の本来のあり方がきっと伝わると、食料残渣の問題もだんだん片づいてくるし、流通の横暴も防いでいくことができるということにつながってくるわけで、そういう

ことをあまり関心を持たない消費者にきちんとわからせていく努力が、行政としては絶対に必要だと思います。是非力を入れていただきたいと思います。

○谷口課長補佐 堀様、どうぞ。

○堀様 お惣菜というのは、世界に誇る日本の惣菜文化だ、世界に勇躍しようということで、今年は取り組んできました。

一方、足元、地域惣菜をしっかりと追及しようということで、地域惣菜をテーマに各地を回っております。すばらしい地域にお惣菜屋さんがございます。今日のこういったことを本当にできるようにするためには、現場を知っていただいて、すぐにやった方がいいということは、論理的にはたくさんあると思います。しかしながら、そういうすばらしい志を持った業者さんでも、大変なんです。その辺りにかかわる皆さんには、地域の現場に出向いていただいて、法をつくってしまってからがつんとやるのでではなくて、現場を見ていただいて、実現可能性があるように、よろしくお願ひしたいと思います。

○谷口課長補佐 荒井様、どうぞ。

○荒井様 先ほどの消費者教育の話とも少しかかわりがあるんですけれども、昨年の検討会のときに、消費者の方を対象にしたアンケート調査をされたと思うんですが、そのときに回答された方は、表示についてあまり御存じない方が多かったのではないか、詳しくは知らない方が多かったのではないかと思います。それが消費者の実態と言えばそうなんですねけれども、こういった表示制度の設計等に参考にされるような形で調査をする場合には、先ほど藪さんもおっしゃっておられましたが、啓発とか、そういう場に出てこない、普段発言しないような消費者の方を何とかして連れてきて、そういう方にある程度の教育をして、その上で、その人たちがどう考えるかということを捉えていただきたいと要望いたします。お願ひします。

○谷口課長補佐 山根様、どうぞ。

○山根様 私も消費者の意見を本当に大事にしてほしいと思っています。消費者問題に長くかかわって、食品の問題、食品表示の問題を知っている消費者の声を是非尊重して、制度設計に生かしていただきたいと思います。

それから、別の話ですけれども、先ほども申し上げましたが、表示の目的の大さなところに、やはり誤認させる表示を排除するということがあると思います。とても重要なポイントだと思います。それを是非きちんと法に入れ込んで、そのもとで、各基準づくりを進めていただきたい、それは強く要望したいと思います。よろしくお願ひします。

○谷口課長補佐 中村様、どうぞ。

○中村様 食品をつくっておられるのは、消費者ではなくて事業者なんです。私たちは、この間、事業者に対してアンケート調査をしましたけれども、消費者庁の発信が事業者に全部伝わっていないわけです。だから、消費者庁がおやりになっていること

について、何としてでも、事業者に対して徹底できるシステムを是非とも構築してほしい。固有記号も届出制なので、これはいけないわけです。届出制ではなくて、例えば全事業者を登録制にするとか、そうすれば、情報を届けられるわけです。全ての情報を全事業者に届けられるシステムを是非とも考えていただきたいと思います。

○谷口課長補佐 関澤様、どうぞ。

○関澤様 先ほどから消費者教育ということを申し上げております。藪さんも御指摘になったように、パブコメに参加する方は、特定の人だと思います。私はリスクコミュニケーションということに、十数年かかわってきているのですが、食品安全のリスクコミュニケーションというのは、食品安全基本法でも書かれていますように、事業者と消費者と行政と専門家が一緒になって、協力しないとできないことです。ですので、消費者団体だけの意見を聞けばいいというのは、賛成しかねます。

もう一つ、今の日本の行政というのは縦割りで、非常にがんじがらめになっておりますが、私がアンケート調査をしたときにわかったことは、学校での教育と、親から聞いたことが、食品の日常判断の基本になっているというお答えがたくさんありました。先ほど来、言っている「無添加」とか、農薬は危ないというのは、確かに昔は危ない農薬もありました。それを一生懸命宣伝される方もおられますけれども、今は変わってきたというのをきちんと伝える教育をしていない。そのために、パブコメにも参加されない多くの一般の方に、間違った教育がされています。

最近もございましたが『有害な食品添加物』と書いた副読本を文科省が推薦しています。そういうことをやめさせ、省庁の縛張りを超えて、きちんと消費者の方に適切な知識をつけていただけるような教育をしてくださいと申し上げていただけるように、お願ひしたいと思います。最近私はリスクコミュニケーションではなくて、リスクガバナンスということを言っておりますが、これは単にコミュニケーションをするだけではなくて、目的に沿い、きちんと効果的になさなければいけません。そのためにどこを変えるか。行政においては、各省庁が縛張りを超えて、必要なところは協力し、連携し合っていくことも大事だと思われますので、長官、是非よろしくお願ひいたします。

○谷口課長補佐 そのほかにございますでしょうか。そろそろお時間の方がきております。

増田課長、どうぞ。

○増田課長 最初に発言があったことに関連して、幾つか補足を申し上げたいと思います。

冒頭、長官が申し上げましたけれども、新しい食品表示法は、まさに消費者基本法の理念を実現するためのものであるということです。これについては、我々もそういった考え方で、これまで検討してまいりまして、報告書にも、新法は消費者基本法の理念を踏まえたものであるべきと明記しております。その上で、まず安全の情報という

ことを、消費者の視点に立ったときに、重要なものとして明記しているところでございます。今後も消費者基本法を踏まえた、消費者政策の一環としての新しい法案をつくるっていくことを検討していきたいと思っております。

その前提で幾つか申し上げますと、法律そのものは消費者基本法の理念のもとで制定され、あるいは運用されていくのですが、何人かの方から御意見でいただいた、権利を明記すべきという御意見については、検討会の場でも申し上げましたが、立法技術的な問題等を踏まえた検討が必要だと思っております。個別の法律は、そのもとになる基本法等に基づいてつくられるものもありますが、その全ての法律について「〇〇基本法に基づいて」とは、そもそも書いてないこともあります。

さらに個別の法律に「権利」と書いたとき、それがどういう意味を持つのかということについて、我々が日常用語で使う「権利」とは違った意味合いを持つのではないかということからの検討が必要だと思っております。

法の対象について、景品表示法と酒税保全法の表示の関係の部分について御意見がありましたけれども、法律で規定される内容をどこで区切っていくかというのは、立法技術的な問題もございます。どこで切ったときに、どういう問題が生じるかということをあわせて考えていく必要があると思っております。

確かに景品表示法は、食品の不当表示も取り締まるわけですけれども、取引条件も含めて、幅広く不当な表示を規制できるという横断的な仕組みが既に設けられています。その中で、食品の部分を分断することが、取り締まり等も含めトータルで考えて、合理的かということを考えていく必要があると思います。

お酒の法律については、酒税をとるという観点から、一定の表示義務がかかっていて、それにあわせて表示基準の制度があります。それを一体的に財務省で表示基準策定と取り締まりをしているという今の法律がある中で、それを分断することが、結果として、取り締まりも含めてよりよくなるのかといったことも踏まえた検討が必要かと思っております。

個々の表示項目についてもたくさん御意見をいただきました。これは報告書においても今後の課題と位置づけられているものでございます。

法律をつくる段階で、あわせて府令事項の案というものを全てお示しするというのは、物理的に難しいのではということを最初に申し上げたいと思います。ただ、報告書等で書かれた事項以外については、基本的に今の表示事項を移していく。新法が成立し、若干の期間を置いて施行されるわけですけれども、その間に行われる表示基準の議論の中で、新たに合意ができた事項は新たに表示基準を定めて書いていきますが、それ以外は現行のルールを基本的に引き継ぐということを考えております。

それと、個別論で幾つか申し上げたかったことがあるんですけれども、1つはスペースの問題と表示事項の関係でございます。表示が小さいものについては、今、省略等のルールがあるというのは、まさにそのとおりですけれども、これについては、先

日、関西の方での意見交換会に出たときに、消費者の方から、「スペースが小さいから、容器包装に表示できないというのは当然かもしれないが、それは必要な表示事項を情報提供しなくていいという理屈にはなりません、もし書けないのであれば、ほかで情報提供することを考えるのが本筋ではないか」という意見をいただきまして、ごもっともだと思っております。何ができるかというのは、難しい問題ですし、義務としての制度をつくるためには、議論は多々必要ありますけれども、ただ単に表示できないから、表示しなくていいんだという考え方は、そのままそうですねとはならないと思っております。

栄養表示の問題については、環境整備と表裏一体というのは、報告書でもそのように書いております。表示する上で難しい点もあるので、消費者庁としてもできるところから取り組んでいくことを考えておりますし、特に上下20%の誤差の許容範囲については、何らかの例外をつくることも視野に入れながら、具体的な検討を進めたいと思っております。

ただ、表示そもそも論の話として申し上げますと、義務表示事項は、基本的に事業者の方が自分で製品管理、製品チェックをして、内容を確認して表示をするという仕組みでございます。例えばアレルギー表示などでも、加工の事業者の方はそれなりに御負担がある中で、原材料を含めて、アレルギー物質があるかどうかを確認して、表示していただいております。栄養表示についても、基本は事業者の方々が調べて表示していただくことになると思っております。そういう意味で、報告書の議論の中でも、期限を明示的に定めて、その上で、事業者の方になるべく早い段階から表示に取り組んでいただくことが大事だと言われております。

何を申し上げたいかと申し上げますと、環境整備ができないからやらない正在りと、最後にしづ寄せがくるので、事業者の方にはできるところからでも取り組んでいただくことが、結果として円滑な導入につながると思っております。

いただいた意見等に全て答えられているわけではありませんが、答えられる範囲で、申し上げました。

以上です。

○谷口課長補佐 よろしいでしょうか。

もう時間が過ぎておりますので、意見交換はここまでとさせていただきたいと思います。

最後に長官から一言お願いします。

○阿南長官 たくさんのお意見をありがとうございました。

消費者庁から出しております、ペーパーの2ページにスケジュールがありますけれども、当面、法案の検討をしていきます。同時にやっていきますのは、栄養表示の義務化に向けての環境整備の部分でして、これらを先行的に進めていくことになります。今日いただいたお意見もたくさんありますので、事業者の皆さん方の現場を踏まえな

がら、この検討に当たっていきたいと思います。

それ以下の今後の検討課題とされています部分でも、たくさん御意見をいただきました。その部分については、まさにおっしゃられていたように、現実をちゃんと把握するために、調査ですとか、そういうことも充実させて、その上で検討をしていきたいと考えておりますので、そのときには、また皆様の御意見や御協力をいただくことになると思います。

加工食品の原料原産地表示についても、今日たくさん御意見をいただきました。全ての食品に原料の原産地を表示するというのは、原則だと考えております。私も現行の要件のところは納得できない部分がありますので、そうした見直しを図っていきたい。十分に皆さんのお意見を踏まえながらやっていきたいと思っていますし、調査をしっかりやって、もちろん中小零細事業者の皆さん方が担えないような負担をかけるつもりは全くありませんので、どこまでならできるのかという現実的なところを踏まえながら、検討していきたいと考えております。

今後とも多くの御意見をどうぞよろしくお願ひいたします。今日はありがとうございました。

それでは、これにて「新食品表示制度についての意見交換会」午前の部を閉会させていただきたいと思います。

午後の部につきましては、13時30分に開始いたしますので、よろしくお願ひいたします。

注意事項がございますけれども、ロビーでの御飲食は御遠慮ください。

また、受付にて、この近辺の飲食店マップなども御用意しておりますので、必要な方は御利用ください。

それでは、午前の部を閉会させていただきたいと思います。ありがとうございました。

閉会